～消費税個別相談会のご案内～

「消費税個別相談会」を平成２５年１１月１２日（火）に開催致します。

平成２６年４月１日より消費税の増税が決定され、消費税やその経理処理等でお悩みの事業所も多いかと存じます。そこで亀山商工会議所では、税の専門家である税理士をお招きして個別相談会を開催致します。消費税に関するご相談があれば、この機会を是非ご利用下さい。次回は平成２６年１月１４日（火）に開催を予定しています。

対　　象：市内の中小企業者
（法人の方もご相談可能です）

日　　時：平成２５年１１月１２日（火）
１３時３０分～１６時３０分

会　　場：亀山商工会議所
（亀山市東御幸町３９－８）

相 談 員：東海税理士会 鈴鹿支部 税理士

〔このようなお悩みをお持ちの方は、是非一度ご相談ください。〕

- 増税後の経理処理や経理事務に不安がある
- 納税額の増加に不安がある
- 消費税の増税による納税額への影響を知りたい

次回の相談会開催予定日
平成２６年 １月１４日（火）

申込方法：先着順予約制（原則：１事業所１時間まで）
前日までに亀山商工会議所まで下記申込書をお持ちいただくか、
ＦＡＸにてお申し込み下さい。

相談料 無料!!

主　　催：亀山商工会議所　中小企業相談所

問 合 せ：亀山商工会議所（℡　８２－１３３１）　　担当　金谷　まで

消費税個別相談会 申込書

亀山商工会議所　行　FAX ８２-８９８７

平成２５年　　月　　日

住　　所		TEL	（　　）		
事業所名		FAX	（　　）		
相談者氏名		希望相談時間帯 ○を記入	月 日（火）		13：30～14：30
					14：30～15：30
					15：30～16：30

※先着順につき、ご希望の時間帯の予約が難しい場合もございますのでご了承下さい。

※上記の申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業にのみ利用させていただきます。